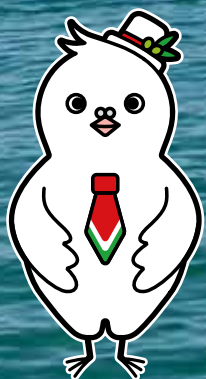




公益社団法人香川県宅地建物取引業協会会報誌

宅建かわわ

第236号(総会号)



イメージキャラクター
たくぼくん

公益社団法人香川県宅地建物取引業協会 発行



公益社団法人香川県宅地建物取引業協会他2団体 総会開催



令和7年5月28日(水)、サンメッセ香川サンメッセホールにて令和7年度(公社)香川県宅地建物取引業協会第14回定時総会ならびに(公社)全国宅地建物取引業保証協会香川本部第53回総会が開催された。

総会では吉田会長のあいさつの後、大山智香川県副知事、谷久浩一香川県議会議員長、中林大典高松市副市長から、あたたかいご祝辞を頂戴した。他にも、相談役の県議会議員の方々をはじめ多くの来賓の出席を頂き、盛会裏に終了した。

なお、総会の審議内容は以下のとおりである。

(公社)香川県宅地建物取引業協会

第14回定時総会 議事結果

[報告事項]

1. 令和6年度事業報告に関する件
 2. 令和7年度事業計画に関する件
 3. 令和7年度収支予算に関する件
 4. 諸規定の改正について
- 以上、意見なく了承

[決議事項]

第1号議案

令和6年度収支決算報告に関する件

第2号議案

定款一部改定に関する件

以上、賛成多数にて承認

(公社)全国宅地建物取引業保証協会香川本部

第53回定時総会 議事結果

[報告事項]

1. 令和6年度事業報告に関する件
 2. 令和6年度収支決算報告に関する件
 3. 令和7年度事業計画に関する件
 4. 令和7年度収支予算書に関する件
 5. 香川本部規則一部改正に関する件
- 以上、意見等なく了承





大山智香川県副知事 ご祝辞



公益社団法人香川県宅地建物取引業協会の定時総会が盛大に開催されますことを、心からお慶び申し上げます。吉田会長をはじめ皆様方には、消費者の利益擁護を目的とした不動産に関する無料相談会のほか、公正で適正な取引の推進や業界の健全な発展に向けた各種研修会の実施等を通じて、地域社会の活性化に多大な御貢献をいただいております。深く敬意を表させていただきます。

また、このあと、栄えある表彰並びに感謝状をお受けになる皆様におかれましては、誠におめでとうございます。今後ますますの御活躍を御期待申し上げます。

現在、我が国では、大規模な自然災害への対応や、人口減少、少子高齢化の進行、持続可能な経済社会の構築、物価高騰への対応など、取り組むべき課題が山積しております。中でも、防災・減災対策については、今年1月、政府の地震調査委員会により、南海トラフ地震の今後30年間の発生確率が80%程度に引き上げられるなど、本県においても、大規模災害はいつ発生してもおかしくない状況にあり、自助・共助・公助によって被害を最小限に抑え、県民の皆様の生命・財産・くらしを守り、社会機能を維持していくため、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を着実かつ強力に進めてまいりたいと考えております。

このような中、住宅の耐震化については、能登半島地震において、昭和56年5月以前に建てられた、いわゆる旧耐震基準の住宅が多く倒壊したことを受けまして、県民の皆様の生命・財産を守るため、重点的に取り組むべき施策であると認識しております。このため、県民の皆様を対象にしたセミナーや個別相談会などの継続的開催や、昨年度から実施しております未耐震住宅への個別訪問など普及啓発活動を強化に努めますとともに、住宅の耐震化に対する経済的負担軽減に向け、今年度から耐震診断や耐震改修の補助限度額の15%の引き上げを行ったところであり、耐震化のさらなる促進を図ってまいりたいと考えております。

皆様方には、県民の皆様が安全で快適に暮らすことのできる住環境を実現するため、良質な住宅の供給と公正で円滑な不動産の流通に、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、香川県宅地建物取引業協会のますますの御発展と、皆様方の御健勝、御活躍をお祈りいたしまして、お祝いの言葉といたします。

谷久浩一香川県議会議長 ご祝辞



本日は、香川県宅地建物取引業協会の定時総会の開催、誠におめでとうございます。

私、ただ今、御紹介を賜りました香川県議会議長の谷久浩一でございます。香川県議会を代表して、一言、お祝いを申し上げます。

吉田会長をはじめ、皆様方におかれましては、安全で質の高い住環境の提供と公正で円滑な不動産取引や不動産に関する無料相談業務等を通して、県民の住生活の安定向上に多大な御貢献をいただいておりますことに、心から敬意と感謝の意を表します。

また、この後、表彰並びに感謝状を受けられる皆様におかれましては、誠におめでとうございます。この度の御栄誉を心からお慶び申し上げますとともに、更なる御活躍を期待申し上げます。

さて、近年、少子高齢化による家庭状況の変化や価値観の多様化、頻発する地震・風水害や地球温暖化などの自然環境の変化により、耐震性や省エネルギー性能の高い安全、良質な住宅が求められるようになりました。また、急増する空き家の利活用などが喫緊の課題となっております。

こうした中、皆様方には、移住促進のための空き家バンク「かがわ住まいネット」の運営や大規模災害時における民間賃貸住宅借上制度の普及促進などに御協力をいただいておりますことに、改めて、厚くお礼を申し上げます。

県議会といたしましては、住宅の耐震化や空き家対策など、県民が安全で快適に暮らせる街づくりを全力で支援してまいります。

皆様方におかれましては、今後とも県民が安全で快適に暮らせる笑顔あふれる街づくりに、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、香川県宅地建物取引業協会のますますの御発展と、御参会の皆様の御健勝・御活躍を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

本日は、誠におめでとうございます。



中林大典高松市副市長 ご祝辞



本日は香川県宅地建物取引業協会の定時総会がこのように盛大に開催されますことを心からお慶びを申し上げます。また、この後、表彰ならびに感謝状を授与される皆様、心からお祝いを申し上げます。

会員の皆様方におかれましては、日頃から適正かつ公正な不動産取引にご尽力され、地域の発展に貢献されていらっしゃるのと同時に、空き家対策を始め市政運営にご協力またご理解をいただいておりますことにあらためて厚く御礼を申し上げます。

本市は昨年度から人が集い未来に躍動する世界都市高松を目指すべき年度として、まちづくりを推進しているところでございまして、居住誘導区域への生活利便施設への生活などの緩やかな誘導を図ることで集約型の都市構造への転換を進めております。また、既存住宅の流通促進や空き家対策の利活用にも努めているところでございます。

本年4月からはこうした施策をさらに推進するために本市の住宅に関する部署を統合致しまして、新たに住宅建築部及び住宅政策課を創設したところでございます。皆様方におかれましても、今後とも、市民の皆様の豊かな住生活の実現に向けまして、一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、香川県宅地建物取引業協会の今後をますますのご発展と、本日ご参会の皆様のご健勝ご活躍を祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願い致します。

吉田孝一会長 あいさつ



ご紹介をいただきました会長の吉田でございます。本日はお忙しいなか、当協会の定時総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より当協会の活動に対し、温かいご理解とご協力を賜っておりますこと、心より御礼申し上げます。

まずは、本日ご来臨賜りましたご来賓の皆様、厚く御礼申し上げます。日頃より香川県の宅地建物取引業界の発展に多大なるご尽力をいただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、香川県をはじめとする地方都市では、少子高齢化や人口減少が着実に進行し、空き家・空き地の増加、地域経済の縮小といった課題が一層深刻化しております。

一方で、テレワークの普及や地方移住への関心の高まりといった、新たなチャンスも生まれつつあります。

このような環境下において、私たち宅地建物取引業者には、従来の枠を超えた柔軟で創造的な対応が求められています。空き家の再生を通じた地域活性化、安心・安全な住環境の提供、さらには行政や他団体との連携による移住促進など、業界として果たすべき社会的使命はますます多様化・高度化しております。

こうした現状を踏まえ、当協会は今後、「持続可能な地域と業界の共存」をテーマに、未来に向け継続的な運営が行なえる組織整備に取り組んでまいりたいと考えているところです。

例えば、デジタル技術の活用による事務の効率化・取引の透明性向上を目指しつつ、会員間の情報共有を強化し、協会としての一体感と実行力の向上を図るなか、行政や地元自治体、他団体との連携による地域政策への積極的な参画といった取り組みを柱に、これからの時代にふさわしい協会運営を目指してまいりたいと思っております。

本日の総会では、昨年度の事業報告に加え、こうした今後の方針についても皆様と共有し、ご意見をいただきながら、より強い組織へと歩みを進める機会としたいと存じます。

結びに、本日ご出席いただいたすべての皆様、深く感謝申し上げますとともに、当協会が香川県の未来に貢献する存在として、さらなる成長を遂げられるよう尽力してまいろうと考えているところですので、会員皆様の変わらぬご支援、ご協力をお願いし、ごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。



表彰状・感謝状贈呈

総会の冒頭では、長年の功績のあった、役員・正会員・準会員の諸氏に表彰状・感謝状贈呈のセレモニーが行われた。



香川県知事表彰を称えられ顕彰を受ける金森 幹子氏(高松西地区)



永年表彰(88歳以上)を受ける石川 芳洋氏(高松光洋地区)



会員歴50年以上の表彰を受ける黒川 守氏(高松東部地区)



会員歴15年以上の感謝状を受ける大北 智洋氏(仲多度地区)



令和6年度 第6回理事会議事録抜粋

3月26日(水)午後1時30分より、香川県不動産会館3階会議室において、令和6年度第6回理事会が開催された。

理事総数 38名 出席理事数 36名

監事総数 4名 出席監事数 4名

大西総務・財務副委員長の司会により定足数の報告に基づき本会の成立を告げ開会。

吉田会長が議長に就任し、規約により議事録署名人は会長及び出席監事とし、議事録作成者を事務局と告げ議案審議に入った。

議 題

【宅建協会】

I 報告事項

- (1) 全宅連等中央報告
- (2) 入会審査委員会報告
- (3) 各委員会報告

- (4) 高松市企業立地マッチング促進事業について
- (5) 香川県が行う企業の外国人受入促進事業への協力について

II 決議事項

- (1) 令和7年度事業計画並びに収支予算書(案)について
- (2) 構造改革特別委員会からの答申について
- (3) 空き家相談窓口の設置について

以上、審議の結果、全議案が承認可決した。



令和7年度 第1回理事会議事録抜粋

4月28日(月)午後1時30分より、香川県不動産会館3階会議室において、令和7年度第1回理事会が開催された。

理事総数 38名 出席理事数 35名

監事総数 4名 出席監事数 4名

大西総務・財務副委員長の司会により定足数の報告に基づき本会の成立を告げ開会。

吉田会長が議長に就任し、規約により議事録署名人は会長及び出席監事とし、議事録作成者を事務局と告げ議案審議に入った。

議 題

【宅建協会】

I 報告事項

- (1) 全宅連等中央報告
- (2) 新入会員に関する件

II 決議事項

- (1) 令和7年度定時総会招集について
- (2) 令和6年度事業報告書について
- (3) 令和6年度収支決算報告書について
- (4) 定款一部改正について

- (5) 定款施行規則等諸規定の改正について
- (6) 組織再編実施等特別委員会(仮称)設置について
- (7) 2025香川県不動産フェア開催について
- (8) 総会表彰・感謝状対象者について

【保証協会】

I 決議事項

- (1) 令和7年度保証協会香川本部総会開催について
- (2) 令和6年度事業報告並びに収支決算報告書について
- (3) 香川本部規則の一部改正について

以上、審議の結果、全議案が承認可決した。





令和7年度 第2回理事会議事録抜粋

5月28日(水)午後4時より、サンメッセかがわ2階中会議室において、令和7年度第2回理事会が開催された。

理事総数 38名 出席理事数 34名

監事総数 4名 出席監事数 4名

大西総務・財務副委員長の司会により定足数の報告に基づき本会の成立を告げ開会。

吉田会長が議長に就任し、規約により議事録署名人は会長及び出席監事とし、議事録作成者を事務局と告げ議案審議に入った。

議 題

【宅建協会】

[報告事項]

- (1) 全宅連等中央報告
- (2) 新入会員に関する件

[決議事項]

- (1) 公益運営引当資産の預け入れ先変更について

以上、慎重審議された。



令和7年度 宅地建物取引業者研修会(本部研修会)開催のご案内

令和7年度第1回宅地建物取引業者研修会(本部研修会)を下記にて開催致します。

本年4月から建築基準法が改正となり、改正前の確認不要建築物にも改正後は確認申請が必要となりました。これにより、都計外等での中古住宅の取引に関し増改築に際しての特約を盛り込んでいないと不測のトラブルに巻き込まれる恐れがでております。

また、10月からは盛土規正法が県内全域で規制区域が指定されます。これに関しても売買等に絡むすべての重要事項説明書に説明内容を盛り込む必要も出ております。

このような重要事項説明書の書き方において注意すべき点を中心に全宅連で行ったセミナー内容を県内の状況に則した内容で、不動産鑑定士 吉野荘平氏に解説頂く予定です。

日時 令和7年8月25日(月)13:00～

場所 丸亀市綾歌総合文化会館アイレックス 大ホール

演題 いまさら聞けない重要事項説明書の書き方 ほか

講師 株式会社ときそう 不動産鑑定士 吉野荘平 氏 ほか



* 今回の研修会も、リアルタイムでのオンライン受講ならびに、後日受講が可能な録画画像受講も併せて行う予定です。



令和6年度 第3回新規開業予定者支援セミナー開催

令和7年3月12日(水)午後1時30分より香川県不動産会館3階大会議室において、令和6年度第3回新規開業予定者支援セミナーが開催された。

セミナー課目

1. 「不動産業界の現状と今後の展望」
不動産鑑定士 松岡 良幸 氏
2. 創業資金等融資のご案内
日本政策金融公庫高松支店融資第一課
上席課長代理 中村 有紀子 氏
3. 現役不動産業者の体験談
高南地区 (株)たこね不動産
藤本 照幸 氏
4. 宅地建物取引業開業までの流れ
事務局長 飯沼 直



冒頭あいさつする樋口総務・財務委員長

終了後は、個別相談会が開かれた。

岡山宅建と共同テレビCM放映開始

令和7年4月から、岡山県宅地建物取引業協会と共同でテレビCMの放映を開始しました。

西日本放送で毎月15本、入会促進や不動産無料相談の内容を放映致しております。



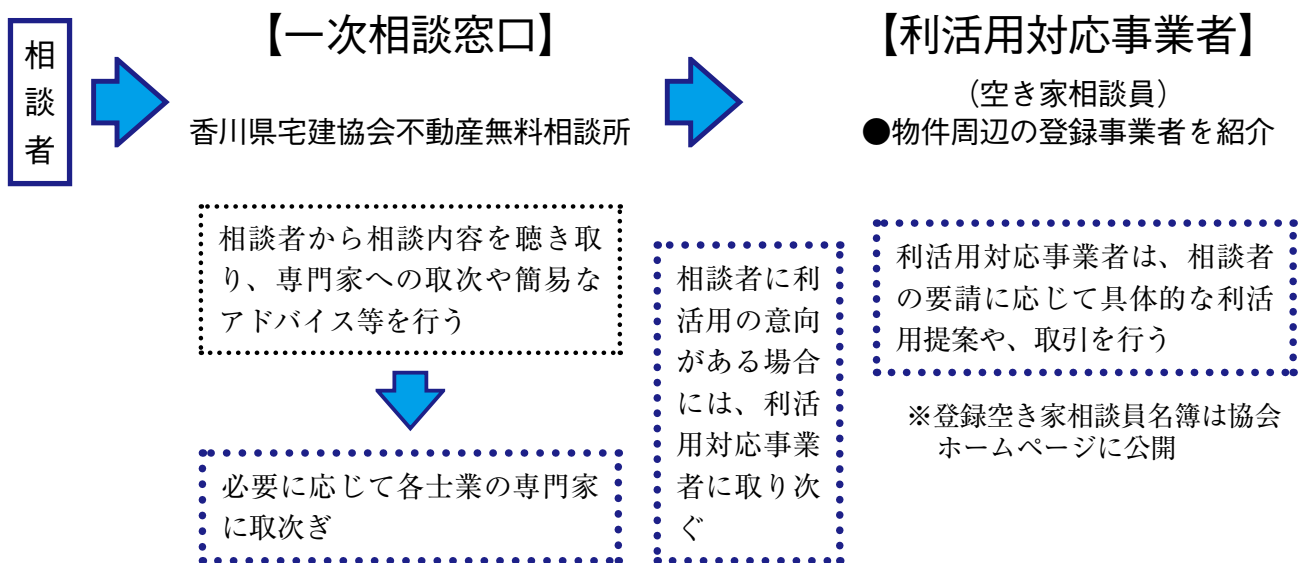


香川宅建空き家相談員制度の創設について

国土交通省において、媒介報酬告示の見直しや空き家管理受託のガイドライン策定等により、空き家ビジネスを支援するための措置が講じられましたが、宅地建物取引業界等にも全国的な空き家相談体制や空き家等対策の担い手の育成などの要請がなされています。

このことから、全宅連では、空き家所有者からの様々な相談に対応できる相談窓口の整備を目指しており、全国を網羅する体制を整備するため各県協会に対し協力依頼がなされました。

当協会においては不動産無料相談所を一次相談窓口と位置づけ、寄せられた案件に関し各地域で相談に対応頂ける会員各位を事前に募り、相談案件、物件所在地等を勘案し最寄りの事前登録会員（利活用対応事業者）（以下「空き家相談員」）をご紹介させて頂くスキームを構築させて頂きました。



【空き家相談研修について】

※利活用対応事業者登録(空き家相談員)を行うには以下の講習を受講の上履修する必要があります。

受講対象者	② 空家所有者等からの一般的な相談に対応する者+担い手として協会が受講を推奨する者 ② 会員企業代表者・専任宅建士・従事者（会員名簿に掲載の方）
受講要件	宅建士資格保有
研修方法	インターネット学習（全宅連ハトサポ「全宅連空き家相談研修」） テキストと動画による講習+確認テスト（20問）
研修内容	【テキスト】全166ページ 【動画】約4時間
修了要件	確認テスト合格（全問正解で合格者に修了証を発行） ※確認テストは満点が取れるまで実施可能
受講料	無料

※空き家相談員の募集は随時行っております。

ご賛同頂ける方は、協会事務局Tel087-823-2300までご連絡ください。



香川県が外国人材受入企業サポーター制度をスタート

香川県は、人口減少に伴い、構造的な人手不足や人材の確保等が課題となっていることから、令和7年度から外国人材の受入支援に取り組むこととしました。そのため、香川県地域活力推進課では、外国人材受入企業において「住まい」の確保等が責務となっていることを踏まえ、外国人材受入企業に対する支援事業を開始致しました。

よって、外国人材受入企業による外国人材の住まい探しにおいて、円滑に対応できるようその斡旋に協力していただける宅建業者を「外国人材受入企業サポーター」として登録致します。

令和7年度外国人材受入企業サポーター

○事業概要／「外国人材の住まい」の確保が必要な外国人材受入企業のサポート

香川県が、外国人材受入企業が行う「外国人材の住まい」確保に協力していただける宅建業者を「外国人材受入企業サポーター」としてホームページに掲載します。「外国人材受入企業サポーター」は外国人材受入企業に対して、具体的な物件提案や希望とのマッチングを行い、また相談窓口となることで「外国人材の住まい」探しをサポートするものです。

○「令和7年度外国人材受入企業サポーター」の役割

- ・「令和7年度外国人材受入企業サポーター」登録ステッカーの店舗での掲示
- ・「令和7年度外国人材受入企業サポーター」の広報活動（HPでの紹介など）
- ・外国人材受入企業からの「外国人材の住まい」に関する相談への対応
- ・外国人材受入企業への具体的な物件の提案や、希望と物件とのマッチング
- ・外国人材受入企業を対象とした改修補助制度の紹介

○「令和7年度外国人材受入企業サポーター」登録のメリット

- ・外国人材受入企業の「外国人材の住まい」の相談窓口として、移住ポータルサイト「かがわ暮らし」に連絡先等を掲載するほか、チラシを作成して外国人材受入企業向けに広くPRするため、仲介の機会の増加が期待されます*。
- ※具体的な仲介の機会を保証するものではありません。
- ・外国人材受入企業に下記補助金(香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金)の活用を提案できます。

○香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金の概要について

- ・対象者：県内事業所で外国人材を雇用する法人事業者又は個人事業主
- ・補助率：1/3
- ・補助上限：100万円
- ・条件等：「外国人材受入企業サポーター」が取り扱う空き家を購入して、雇用する外国人材の住まいとして改修する場合

○「令和7年度外国人材受入企業サポーター」の登録手続きについて

- ・県が行う説明会を受講し、登録申請を行う必要があります。
- すでに、第1回目の説明会は令和7年4月に終了致しましたが、年度途中で登録意向がございましたら、香川県地域活力推進課（Tel.087-832-3125）までご相談ください。

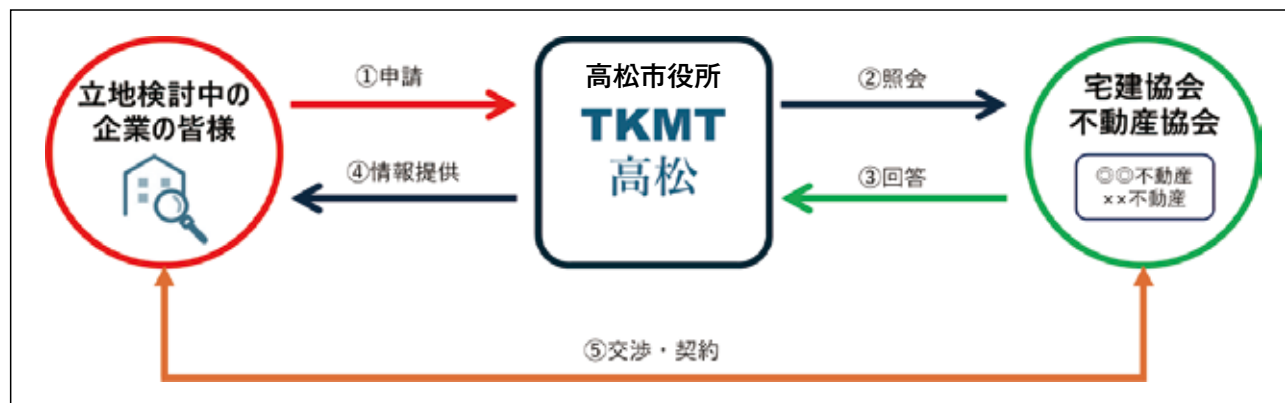


高松市と「土地建物情報の収集及び提供に関する協定」を締結

当協会では高松市における企業等の立地又は拠点の拡充を促進し、市内の土地の有効活用を図るため、立地に適した土地又は建物についての情報提供に関する協定を、令和7年4月1日に締結致しました。

この協定は高松市内に立地を検討している企業等から、立地に適した土地・建物に関する問い合わせがあった場合、会員業者が所有ならびに媒介等している該当物件等の情報提供をお願いするものです。

○高松市土地建物情報の収集及び提供に関する協定のスキーム



今後、下記①の情報を会員業者各位へ提供依頼させていただきますので、該当する物件情報をお持ちの場合、②の様式で情報をご提供頂きますようお願い申し上げます。

① 高松市からの情報提供依頼文

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

協会
様

高松市長

高松市土地建物情報提供依頼書

立地希望企業等から土地建物情報の提供について申請がありましたので、高松市企業立地マッチング促進事業実施要綱第5条第1項の規定により、次の土地建物情報等について情報提供をいただきます。

【提供を依頼する土地建物情報】 受付番号

希望物件	土地・建物
希望地区	
用途地域	
取得方法	購入・賃貸
希望面積	m ² ～ m ²
希望総額	円 ～ 円
取得予定時期	
備考	重要視するインフラ等 (水使用量、電気使用量、通信環境、前面幅員、使用交通機関等)
回答期限	年 月 日まで

※ 提供を依頼する土地建物情報は、情報提供者所有又は媒介契約が締結されているものに限る。

② 会員業者からの情報提供書類

別紙

情報提供者	商号又は名称
	住所
	代表者名
	担当者名
	電話番号
	FAX 番号
	メールアドレス

土地建物情報の詳細

土地・建物の別	
所在地	
面積	
用途地域	
前面道路	方向 () 幅員 ()
売買価格又は賃料	
先押又は賃貸可能時期	
現況	
施設状況	電気引込 (可・不可・引込済) 水道引込 (可・不可・引込済) 都市ガス引込 (可・不可・引込済) 通信環境 ()
備考	

※ 所在地については、別紙地図を参照



第1回

同和問題について考える

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。人権は、すべての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、何よりも大切なものです。この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されています。

しかし、今日においても私たちのまわりには、今なお、人権に関わる差別が存在し、差別意識が解消されていません。不動産取引においても、同和地区との関連調査や障害者、高齢者、外国人等に対する賃貸住宅への入居機会の制約といった人権問題が発生しています。

私たち一人ひとりが人権尊重の理念を理解し、人権問題について理解を深める必要があります。

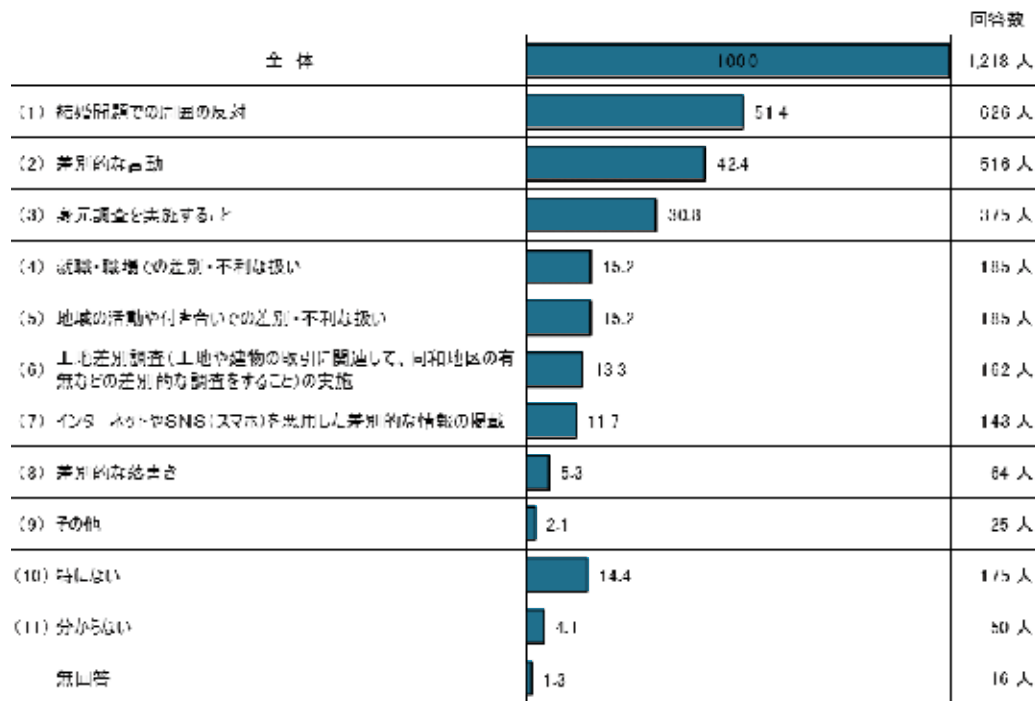
同和問題に正しい理解と認識を

多くの人権課題がある中で、日本の社会に「同和問題」、「部落差別」などと言われる問題があることを知っていますか。 【回答者数=1,369】

- 1 知っている 89.0%
- 2 知らない 9.3%
- (無回答) 1.7%

『令和6年度香川県 県政世論調査』

同和問題に関して、あなたはこれまで、どのような差別を見聞きしたことがありますか。(3つまで選択)



『令和6年度香川県 県政世論調査』

同和地区と呼ばれる地域の出身であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職で不利な扱いを受けるなどの差別意識が今なお存在しています。最近では、インターネット上に同和地区であるとする複数の地域などを撮影した動画や画像を掲載し、所在を示す書き込みが後を絶ちません。

同和問題は、決して一部の人たちだけの問題ではなく、人間が人間として尊重され、誰もが平等で明るく幸せに生活できる社会の実現のために、私たち一人ひとりが取り組むべき問題なのです。



えせ同和行為を排除しよう

「えせ同和行為」とは、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」という人々の誤った意識に乗じて、何らかの利益を得るため、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを要求する行為です。

要求の種類

- ・機関紙、図書等物品購入の強要
- ・寄附金、賛助金の強要
- ・融資の強要
- ・講演会、研修会への参加強要

要求の手口

- ・執拗に電話をかけてくる

要求の口実

- ・同和問題の知識（認識、研修）の不足
- ・一方的に差別と決めつける

不当な要求を受けたとき

- 不当な要求は、毅然たる態度で断固として拒否してください。必要がないものは、「必要がありません」、「購入する意思はない」とはっきり断りましょう。

宅地建物取引業者の社会的責務

宅地建物取引に関しては、一部において同和地区に関する問い合わせ、差別意識を助長するような広告、賃貸住宅の媒介業務に係る不当な入居差別等の事象が発生しています。同和地区の存在（「同和地区である」「同和地区でない」等）を調べること、答えること、教えることは、差別あるいは差別につながる行為です。

次のようなことは人権問題になります。

- 家を買いに来たお客さんに、「この物件は、同和地区にあるのか」と尋ねられ、お客さんの質問には全て答えなければならないと思い、お客さんに物件が同和地区にあることを伝えた。
- 入居申込みの際に、「この物件は、同和地区にあるのか」と尋ねられ、同和地区の所在を教えることは問題だが、同和地区でない場合は関係ないと思い、お客さんに「違います」と答えた。
- 会社はお客さんに説明責任があると思い、同和地区の物件と知らずに買ったお客さんからクレームがあると困るので、あらかじめ、物件の住所が同和地区かどうかを市役所に問い合わせた。

同和地区に関する問い合わせには、次のようにお答えください。

- 私たち宅地建物取引業者は、同和地区かどうかといったことについてお答えすることはできません。同和地区に関する情報を調べたり、お客さんに教えたりすることは、差別を助長する行為であり、憲法で保障された基本的人権に関わる重大な問題です。
〈答えなくても宅地建物取引業法第47条（重要な事実の不告知）に抵触しません。〉

- 平成22（2010）年5月18日（火） 第174回 国会 国土交通委員会 議事録（抜粋）
中川（治）委員の質問に対しての前原国務大臣の発言
（前略）…例えば、取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなければ宅建業法47条に抵触するかとの問い合わせがあるかどうかということも聞いております。
これは、答えを言いますと、抵触するかというのは、抵触しないわけです。そんなことは答えなくていいというのが宅建業法の47条でありますけれども、…（以降略）

同和地区の物件ならば購入したくない、入居したくないという顧客の考えは、予断と偏見に基づく差別意識の表れであり、同和問題が正しく理解されていないことに起因するものです。予断と偏見に基づく問い合わせに対しては、毅然とした対応をしてください。また、依頼者に対しても差別行為であることを理解していただくよう説明をお願いします。

丸亀お城祭りについて

総務・財務副委員長 大西 一正

本年も「丸亀お城祭り」が開催されました。毎年5月3日及び4日のゴールデンウィークに開催される中讃地域の大規模なお祭りです。勿論、開催場所は丸亀城周辺であります。最近は、丸亀市庁舎も建替えて新庁舎となり存在感を示し、現在では市民会館の建替えも進んで、丸亀城周辺も新たな開発が進んでいるのがよくわかります。丸亀の開発は駅前では無く、お城周辺というのが特徴の様に感じます。

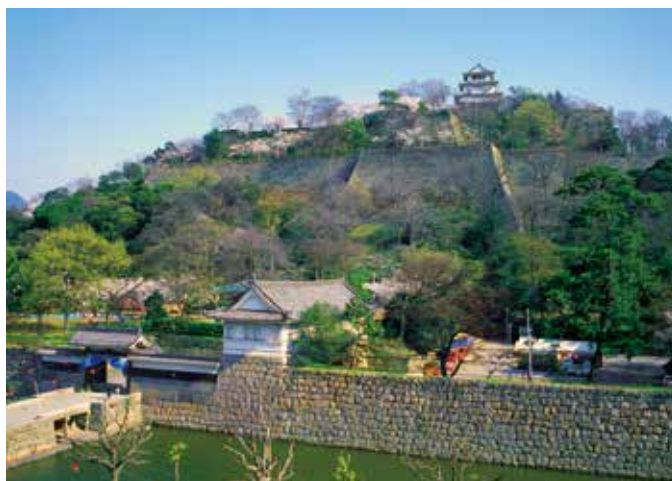
お城祭りですが、本年は第76回の開催でした。また、城内ではお城祭りに併せて「丸亀お城村」が開催されます。城内のお城の施設は重要文化財ですが、それを自由に利用してお祭りが出来ることがこのお城村の素晴らしいところだと思います。この丸亀お城村は記念すべき第50回の開催でした。現在もお城の石垣修復工事は続いているのですが、毎年工事の進捗が確認出来ることを楽しみに参加することが出来ます。このお城村は市民の自発的な活動の場を提供するという目的をもって開催されているようです。つまり、地元地域のボランティア団体や市民の皆さんの手作りでの運営であり、地域活動の一つと理解しています。

ここで突然ですが、さだまさしさんの「城のある町」という歌をご存じでしょうか。本当はここに、歌詞を全て書きたいのですが…そこは皆さんの方でお調べいただければと思います。この歌は丸亀市のイメージソングです。この歌を聞くと本当に心に響くものがあります。春夏秋冬の季節ごとに丸亀城を中心に中讃地域のことがイメージ出来、故郷を感じる事が出来る素晴らしい歌だと思います。

坂道上って丸亀城を感じて下さい。

この「城のある町」を聞いていただき、歌と併せて丸亀城や丸亀市に興味を持ってみるのもいいのではないのでしょうか。最近では、大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭など、様々なイベントがありますが、来年にはぜひ丸亀お城まつりに行って見て下さい。そして、そこには私たちの仲間であり、一般社団法人香川宅建丸亀支部の皆さんの活動にも出会うことが出来ると思います。支部の皆さんの地道な活動に触れ合うという楽しみも、私たち宅建業者は体験する事が出来ます。

丸亀支部の皆様お疲れ様でした。



協会の動き

R7年3月1日～R7年5月31日

3月

- 11日（火）宅地建物取引士法定講習
- 12日（水）新規開業予定者支援セミナー
- 19日（水）入会審査委員会・執行役員会
- 26日（水）理事会

4月

- 17日（木）入会審査委員会・執行役員会
期末監査
- 28日（月）理事会・幹事会

5月

- 13日（火）宅地建物取引士法定講習
- 15日（木）入会審査委員会・執行役員会
- 28日（水）定時総会
理事会・幹事会

地区数	会員数			正会員 合計	準会員 (支店等)
	法人	個人	合計		
高松西	71	16	87	8	
高松北	62	17	79	6	
高松光洋	57	10	67	7	
高松東部	70	21	91	6	
高松栗林	36	9	45	2	
高松南	73	24	97	20	
高南	54	22	76	1	
大川	20	17	37	1	
坂出	49	13	62	5	
丸亀	72	24	96	11	
仲多度	33	19	52	0	
三観	76	37	113	5	
合計	673	229	902	74	

(令和7年5月31日現在)

会長のコラム



会長の吉田でございます。

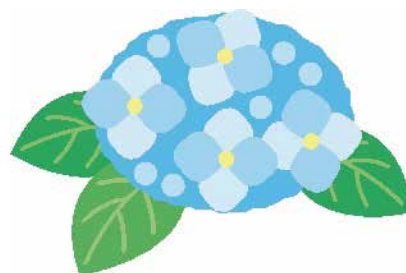
さて、令和7年度の総会も会員各位のご理解ご協力のおかげをもちまして無事開催することが出来ました。

誌面をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、大河ドラマ「べらぼう」が人気を博しておりますが、300年続いた江戸の世で大衆文化がひと際光輝き花開いた時代だったのかもしれません。

協会も設立から60年近くが経とうとしています。この間、大きな時代の変革をいくつも乗り越え現在に至っております。

この先も未来永劫100年続く組織作りへ会員皆様方とともに歩んで参りたいと考えておりますので、一層のご支援のほどよろしくお願い申し上げます。



【表紙写真】

初夏の穏やかな瀬戸内海には白いヨットが似合う（高松港から女木島を望む）

令和7年6月15日発行（第236号）

発行人 公益社団法人香川県宅地建物取引業協会
会長 吉田 孝一

編集人 総務・財務委員会
委員長 樋口 範明
副委員長 大西 一正

高松市松福町1-10-5（香川県不動産会館）

TEL 087-823-2300 FAX 087-823-1212

ホームページアドレス

https://www.takken-kagawa.jp

メールアドレス info@takken-kagawa.com

令和7年度 宅地建物取引士資格試験

- 試験日時 令和7年10月19日(日)
13時～15時
(登録講習修了者は13:10～15:00)
- 受験申込
【インターネット申込】
令和7年7月1日9:30
～7月31日23:59まで
<https://www.retio.or.jp>から申込
【郵送申込】
令和7年7月1日～7月15日(消印有効)
- 試験案内配布期間・場所
令和7年7月1日～7月15日
香川県宅建協会、香川県住宅課、長尾・高松・
中讃・西讃の土木事務所、小豆県民センター、
紀伊國屋丸亀店、宮脇書店総本店・本店・南
本店、くまざわ書店高松店、ジュンク堂書店
高松店
- 受験手数料 8,200円
- 合格発表日 令和7年11月26日(水)

令和7年度 賃貸不動産経営管理士試験

- 試験日時 令和7年11月16日(日)
13時～15時
- 資料請求・受験申込
令和7年8月1日～9月25日
(願書請求は9月18日12:00まで)
- 受験料 12,000円
- 登録料 6,600円
- 試験地 香川 他37地域
- 合格発表日 令和7年12月25日(木)(予定)
- 受験資格
どなたでも受験可
*受験資格はありませんが、登録には実務経験
もしくは、それに代わる講習が必要です。

令和7年度 不動産コンサルティング技能試験

- 試験日時 令和7年11月9日(日)
午前 択一式試験
午後 記述式試験
- 受験申込
令和7年7月16日～9月17日
Webからの申込みとなります。
<https://www.retpc.jp/>
- 受験手数料 31,500円
- 試験地 高松 他11地区
- 合格発表 令和8年1月9日(金)
- 受験資格
 - ①宅地建物取引士資格登録者で現に宅地建物取引業に従事している方、又は今後従事しようとする方
 - ②不動産鑑定士資格登録者で、現に不動産鑑定業に従事している方、又は今後従事しようとする方
 - ③一級建築士資格登録者で現に建築設計業・工事監理業等に従事している方、または今後従事しようとする方

令和7年度 賃貸不動産経営管理士講習(試験の一部免除)

- 講習を修了すると賃貸不動産経営管理士試験の終了年度とその翌年度の試験50問のうち5問が免除されます。
- 学習内容
 - ①概ね2週間の事前学習
 - ②スクーリングによる1日の講習
 - 日程 令和7年7月16日～9月19日
 - 会場 香川県不動産会館(8月26日)ほか
 - 講習時間 9:00～17:30(8:50受付開始)
 - 受講料 22,550円
 - 受講資格 どなたでも受講可
 - 申込方法
(一社)賃貸不動産経営管理士協議会のサイトから
<https://chintaikanrishi.jp/>

